

# 裁定手続における特定和解の扱いを定める細則

(目的)

第 1 条 この細則は、「共済相談所規程」(以下「規程」という。)第 8 条の規定にもとづき、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 2 条第 5 号に規定する特定和解の扱いについて定める。

(特定和解の取り扱い)

第 2 条 規程第 1 5 条第 1 項第一号の裁定手続において、当事者の申出の有無にかかわらず、特定和解を取り扱わない。

(改 廃)

第 3 条 この細則の改廃は、共済相談所所長が行うものとする。

附 則

1 この細則は、2024年4月1日又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第12条第1項の法務大臣の変更の認証を受けた日のいずれか遅い日から施行する。